

伊万里労基署便り

令和8年8月
伊万里労働基準監督

労働条件通知書を交付していますか？

～安心して働ける職場の第一歩は「労働条件の明示」から～

伊万里労働基準監督署に寄せられた相談区分をみると、令和5年から令和7年までの3年間に於いて、「年次有給休暇」が256件、「時間外労働」が196件、「解雇予告」が161件と上位を占めています。一方で、「労働条件の明示」に関する相談は67件で、相談区分(件数)全体では12位となっています。

しかしながら、労働条件の明示に関する相談件数が比較的少ないからといって、その重要性が低いわけではありません。監督署で受ける「会社には年次有給休暇制度がない」「深夜労働なのに割増賃金が支払われない」「面接時に示された時給と実際の時給が違う」といった相談の中には、労使双方の認識の違いや思い込みが原因となっているケースも少なくありません。労働契約締結時に労働条件通知書を交付(事業主)・受領(労働者)し、賃金や労働時間、休日、仕事内容などの労働条件を労使双方でしっかり確認しておくことで、このような認識の食い違いを防ぐことができます。その結果、上位の相談区分(件数)の減少が期待されます。

1 労働契約締結時には労働条件通知書を交付しましょう

(1) 事業主の皆さまへ

労働条件通知書の交付は法律上の義務であるだけでなく、労使間の信頼関係を築き、職場トラブルを防止する有効な手段です。採用時には最新の様式を使用し、労働条件を正確かつ分かりやすく明示しましょう。

実務的には、

「労働条件通知書兼雇用契約書」

として作成し、

◇ 事業主署名

◇ 労働者署名

を双方で行い、各1通保管する方法がトラブル防止効果が高いです。

交付方法については、書面交付のほか、労働者が希望する場合には、FAX、電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信の方法(出力して書面を作成できるものに限る)によっても明示することができます。

(2) 労働者の皆さまへ

採用時には労働条件通知書を必ず受け取り、賃金や労働時間、休日などの内容を確認しましょう。不明な点があれば、その場で事業主に確認することが大切です。

また、労働条件通知書は労働条件が記載された大事な書面ですから、なくさないようにしましょう。

(3) 労働条件の確認は、安心して働ける職場づくりの第一歩です。

労働条件通知書を活用し、労働者と事業主の双方が納得できる雇用環境を築くことが大切です。

2 労働条件通知書の記載事項は拡充されています

労働環境の変化に伴い、労働条件通知書の様式や明示事項も見直されています。

令和6年4月の労働基準法施行規則改正では、以下表のとおり

- ・ 就業場所の変更の範囲
- ・ 業務内容の変更の範囲
- ・ 有期労働契約の更新上限
- ・ 無期転換申込権に関する事項

などについて、新たに明示が必要となりました。

明示のタイミング	新しく追加された明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. 就業場所・業務の変更の範囲
有期労働契約の 締結時と更新時	2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容 併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に あらかじめ 説明することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. 無期転換申込機会 4. 無期転換後の労働条件 併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

3 パート・有期雇用労働者に関する改正

令和8年10月からは、パートタイム・有期雇用労働法の改正により、パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れる際には、現行の明示事項に加え、

「待遇の相違の内容や理由について説明を求めることができる」旨

を明示することが必要となります。改正の目的は、パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善を促進することです。

〈労働条件通知書の記載例〉

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名 担当者職氏名 （連絡先 ）

4 参考情報(関連HP)

- (1) リーフレット:「平成 31 年4月から、FAX・メール・SNS 等での労働条件の確認ができるようになります」

事業主向けは[コチラ](#)

労働者向けは[コチラ](#)

- (2) 労働基準法等関係様式

労働条件通知書は[コチラ](#)

※リンク先の中段以降に格納されており、令和8年9月 30 日以前と令和8年 10 月1日以降の様式があります。日雇い型の様式は令和8年 10 月1日以降も引き続き使用できます。